

—— 保 存 版 ——

徳島県教育会関係事務取扱い手引き

平成31年4月1日 発行（保存版）

公益社団法人徳島県教育会

〒770-0003 徳島市北田宮1丁目8番68号

URL <http://kyouikukai.org/>

TEL 088-633-1511・1515

FAX 088-631-3152

目 次

1	年度始め提出書類一覧	1
2	新年度徳島県教育会会員名簿について	1
3	教育会費・互助会拠出金・会館建設基金拠出金の金額について	2
4	教育会費・互助会拠出金・会館建設基金拠出金の納入について	2
5	新規入会について	3
6	転任者について	3
7	徳島県学事関係職員録について	4
8	年度末退職者の拠出金返付請求について	4
9	徳島県教育会教育功労者表彰候補者推薦について	4
10	互助会貸付金申込み及び諸給付金等の請求について	5
11	会誌「徳島教育」の配付について	5
12	再任用教職員の徳島県教育会入会について	5

1 年度始め提出書類一覧

提出書類	提出先
新年度徳島県教育会会員名簿 ○ <u>徳島市以外</u> の幼稚園・こども園，小・中学校	各郡市教育会
新年度徳島県教育会会員名簿 ○ <u>徳島市</u> の幼稚園・こども園，小・中学校 ○ 高等学校，特別支援学校，県・市町村教育委員会	県教育会
徳島県教育会入会申込書(新規採用者・未加入者用) (様式第1号) 徳島県教育会入会申込書(再任用教職員用) (様式第18号)	県教育会
※申請希望校(園)のみ 「特色ある学校(園)活動支援事業」応募書	各郡市教育会 高等学校教育会
※申請希望校(園)のみ 徳島県教育会研究指定申請書	県教育会

〈前年度2月末締切分〉

退職者拠出金返付請求書(様式第12号)	県教育会
---------------------	------

※各種様式は徳島県教育会ホームページ(会員専用様式集)よりダウンロードできます。

《 URL <http://kyouikukai.org/> 》

2 新年度徳島県教育会会員名簿について

- (1) 県教育会の様式により作成してください。
- (2) 教育会費・互助会拠出金・会館建設基金拠出金の納入者には○，新規入会者には◎，会館建設基金拠出終了者には●を付けてください。ただし，会館建設基金拠出終了者(●)のうち返金済みの方(会館建設基金拠出原票を県教育会へ送付済み)については空白のままで結構です。
- (3) 現在育児休業等により休納中の会員も記入してください。
- (4) 学校外に勤務している会員は，「徳島教育誌発送先欄」に，勤務先または指定先(自宅等)をご記入ください。
- (5) 転入者については，前任校及び職員番号をご記入ください。
- (6) 再任用教職員の会員は，職名欄に「職名(再任用)」とご記入ください。
- (7) 徳島市以外の幼稚園・こども園，小・中学校は2部作成し，提出期日までに各郡市教育会事務局へご送付ください。(内1部は郡市教育会保管用)

- (8) 徳島市の幼稚園・こども園，小・中学校は2部作成し，提出期日までに徳島県教育会事務局へ直送してください。
- (9) 高等学校，特別支援学校は2部，県・市町村教育委員会は1部作成し，提出期日までに徳島県教育会事務局へ直送してください。

3 教育会費・互助会拠出金・会館建設基金拠出金の金額について

(1) 教育会費

月額

$$(4月1日現在の本俸+教職調整額) \times \frac{1.5}{1,000} \left(\begin{array}{l} \text{十円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right) + \text{均等割 } 500 \text{ 円}$$

- ①会費月額は，原則として年度途中に昇給，ベースアップ等の変更があっても，再計算はしない。
- ②本俸に特例措置による減額があった場合は，減額後の給料月額とする。
- ③正会員が，病気休職・育児休業等により休職・休業，または，復帰する該当月の会費について，発生した日が月の途中であってもその月の月額で納入する。

(2) 互助会拠出金

月額 1,000 円 ※退職時，原則全額返金します。

(3) 会館建設基金拠出金

月額 1,000 円 ※返金について

- ①退職時（18万円の満額に満たない場合も含む。）
- ②4月1日現在，満55歳以上でかつ18万円拠出済みの方に，その年の6月末に全額返金します。
- ③4月1日現在，満55歳以上でかつ18万円に拠出額が満たない場合は，18万円に達した翌年度6月末に全額返金します。

4 教育会費・互助会拠出金・会館建設基金拠出金の納入について

(1) 県立学校，公立小・中学校，県教委等

- ・教育会費，互助会拠出金，会館建設基金拠出金については，給与からの控除となっております。
- ・会館建設基金の拠出額が18万円に達した方については，本会より，控除の停止を県教育委員会教職員課へ依頼しますので，控除内容（削除）の報告は必要ありません。
- ・育児休業等で休納する場合は，徳島県教育会事務局へ納入中止届（様式第13号）をご送付ください。また，控除項目コードは削除せずにそのままにしておいてください。復帰されましたら，自動的に控除が再開されます。

(2) 幼稚園・こども園，鳴門教育大学附属学校，徳島市立高校等

- ・教育会費，互助会拠出金，会館建設基金拠出金の納入については，同封の振込用紙にてお納めください。
- ・育児休業等で休納する場合は，納入中止届（様式第13号）を徳島県教育会事務局へご送付ください。
- ・会館建設基金拠出金は，拠出額18万円（満額）に達した月で拠出終了となりますので，その翌月からの納入については，終了者を除いた額をお納めください。

5 新規入会について〈令和5年4月より波線部分追加〉

- (1) 新規で徳島県教育会に入会される場合は，徳島県教育会入会申込書（様式第1号）を提出期日までに徳島県教育会事務局へご送付ください。なお，上記2の新年度徳島県教育会会員名簿の作成上，提出期日を設けておりますが，会員の入会は年間通して受け付けております。
- (2) 県立学校，公立小・中学校の新規入会者については，給与からの控除手続きをお願いいたします。（控除項目コード 教育会費：510，会館建設基金拠出金：511，互助会拠出金：512）※コードのみの入力で，金額の入力は必要ありません。
- (3) 互助会員台帳・教育会館建設基金拠出原票は，拠出金納入確認後に本会から送付いたします。
- (4) 教育会費，互助会拠出金，会館建設基金拠出金を毎月納入していただきますが，互助会と会館建設基金の拠出金は，原則として全額返金〈互助会拠出金は退職時，会館建設基金拠出金は退職時または満55歳以上（4月1日現在）で18万円拠出済みの方〉することを，ご本人にお伝えください。

6 転任者について

- (1) 転入者の互助会員台帳・教育会館建設基金拠出原票は学校（園）等で保管してください。
鳴門教育大学附属学校，徳島市立高校，市教委等，県費以外からの転入者については，給与からの控除手続きをお願いいたします。（控除項目コード 教育会費：510，会館建設基金拠出金：511，互助会拠出金：512）
※コードのみの入力で，金額の入力は必要ありません。
- (2) 転出者には，学校（園）等で保管いただいております互助会員台帳・教育会館建設基金拠出原票をご本人にお渡しいただき，転出先にて，同様に保管していただくようお願いください。

7 徳島県学事関係職員録について

- (1) 学事関係職員録の原稿及び購入申込書は、徳島県教育印刷株式会社より直送されますので、同封の「徳島県学事関係職員録の原稿作成と送付について」をご参照のうえ、作成してください。
- (2) 徳島県学事関係職員録原稿及び購入申込書の送付先について
提出する職員録原稿及び購入申込書の送付先については次のとおりです。

〈送付先〉

〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目1-13

「徳島県教育印刷（株）徳島県学事関係職員録編集事務局」宛

TEL 088(664)6776 FAX 088(664)6775

E-mail gakuji@kyouiku-insatsu.co.jp

8 年度末退職者の拠出金(互助会・会館建設基金)返付請求について

- (1) 退職者拠出金返付請求書(様式第12号)に所属長保管の「互助会員台帳」と「教育会館建設基金拠出原票(※残っている場合のみ)」を添えて一緒に徳島県教育会事務局へご送付ください。
(毎年2月末締切 未提出の場合は、至急お送りください)
- (2) 互助会から貸付の融資を受け、現在貸付金の残金がある方についても、退職者拠出金返付請求書をご送付ください。貸付金残金については、互助会拠出金返付金及び会館建設基金拠出金返付金を充当させていただきます。なお、全額清算できない方については、本会から直接ご本人へ計算書をお送りし、清算させていただきます。

9 徳島県教育会教育功労者表彰候補者推薦について

- (1) 徳島県教育会教育功労者表彰候補者推薦書を徳島県教育会事務局へご送付ください。(辞退する場合は、推薦書の「辞退する」を○で囲んで送付してください。※毎年2月末締切)
- (2) 年度途中退職者、物故者についてもご送付くださいますよう、お願いいたします。

10 互助会貸付金申込み及び諸給付金等の請求について

- (1) 貸付金をご利用いただく場合は、貸付金申込書（様式第14号）にてお申し込みください。
- (2) 諸給付金については、給付金請求書（様式第2号～11号）にて請求をしてください。阿波銀行県庁支店のやまもも口座に振り込みますので、口座番号をご記入ください。
- (3) 各種様式は、徳島県教育会ホームページ(会員専用様式集)よりダウンロードできます。

11 会誌「徳島教育」の配付について

- (1) 会員数分を各学校等に配付いたします。会費休納者（育児休業等）の方は、その期間配付いたしません。
- (2) 学校外勤務者は指定先（自宅等）へ送付いたします。送付希望の方は徳島県教育会会員名簿の発送先に住所をご記入ください。
- (3) 年度途中で過不足が生じた場合は随時ご連絡ください。

12 再任用教職員の徳島県教育会入会について〈令和5年4月より(3)追加〉

- (1) 再任用教職員の方が入会される場合は、「徳島県教育会入会申込書（再任用教職員）」（様式第18号）を提出期日までに徳島県教育会事務局へご送付ください。再任用教職員入会者は、教育会費と互助会拠出金（※希望者）を毎月納入することとします。互助会拠出金は、原則として退職時全額返金することを、ご本人にお伝えください。互助会給付金（様式第2号～11号）の請求、互助会事業（研修事業・福利厚生事業）の参加が可能になります。互助会貸付金は利用できません。なお、会館建設基金拠出金については、納入しないこととします。
- (2) 県費の再任用教職員入会者については、給与からの控除手続きをお願いいたします。（控除項目コード 教育会費：510、互助会拠出金：512）※コードのみの入力、金額の入力は必要ありません。それ以外の再任用教職員入会者は、所定の振込用紙にてお納めください。
- (3) 県費再任用教職員の教育会費は、徳島県給与システムの都合上、勤務形態にかかわらず、一律にフルタイム勤務の給与月額で計算し控除されますので、年度末に差額分を返金いたします。
- (4) 互助会員台帳は、拠出金納入確認後に本会から送付いたします。
- (5) 会誌「徳島教育」（隔月発刊）を送付します。